

三豊市農業委員会 1 1 月定例総会議事録

令和6年11月20日午後1時30分より、三豊市農業委員会11月定例総会を三豊市危機管理センター 301・302会議室において開催した。

1. 出席者、欠席者の状況

出席者 28名(農業委員23名、農地利用最適化推進委員5名)

【農業委員】 (出席○・欠席－)

1番	堀江 博	○	2番	岡根 譲	○	3番	石井 徳和	○
4番	笠原 孝弘	○	5番	奈尾 正敏	○	6番	近藤 和雄	○
7番	香川 政雄	○	8番	秋山 正伸	○	9番	大橋 正幸	○
10番	糸川 正	○	11番	三宅 幸一	○	12番	前谷 晃年	－
13番	丸岡 祐二	○	14番	安藤 弘	○	15番	長堀 和行	○
16番	藤川 剛	○	17番	菅 充司	○	18番	石原 剛	○
19番	組橋 進	○	20番	河田 進	○	21番	岡崎 和朗	○
22番	宮崎 和代	○	23番	吉田 由紀	○	24番	山岡 正士	○

【農地利用最適化推進委員】

13番	政本 正一	○	17番	湯口 貞明	○	22番	橋田 守雄	○
31番	香川 秋訓	○	42番	十川 圭次	－	50番	松永 克喜	－
66番	近井 昌宏	○						

2. 署名委員

6番 近藤 和雄
24番 山岡 正士

3. 傍聴人

なし

4. 事務局の出席者

事務局 長 片桐 伸尚
事務局次長 藤原 卓司
主 任 菅原 雅慶
主 任 糸川 剛史

5. 書 記

副 主 任 安藤 かほる

6. 議 題

議案第 1号 使用貸借にかかる農地返還通知の件について(報告)
議案第 2号 農地法第18条第6項の規定による通知の件について(報告)
議案第 3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について
議案第 4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について
議案第 5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について
議案第 6号 農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について
議案第 7号 非農地証明願いの件について
議案第 8号 非農地通知の件について
議案第 9号 農用地利用集積計画の件について
その他の件について

7. 開会	【 午後 1 時 3 0 分 】	
事 務 局 長	それでは、ただ今より開会いたします。三豊市農業委員会 1 1 月定例総会の開会にあたりまして、堀江会長よりご挨拶を申し上げます。	ついで」の番号 1 号から番号 1 1 号の 1 1 件の報告事項は、異議なしと認めます。次に進ませていただきます。4 ページを開いてください。議案第 2 号「農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
会 長	皆様、こんにちは。今週に入り、朝晩冷え込むようになってまいりました。さて、我々の上位団体である一般社団法人香川県農業会議が今年で創立 7 0 周年を迎えます。来月にその記念式典と、続いて研修会が開かれますので、可能な限り出席をお願いいたします。また、地域計画の策定に向けて各地域で話し合いが行われていると思いますが、1 0 年後の耕作者を決めていくのは大変な作業でございます。農業委員、推進委員として、一筆でも多くの農地の耕作者が決まるように、今後も活動を続けていただきたいと思います。本日は議案が多くありませんが、皆様にご協力いただき、スムーズな議事進行を行いたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。	事 務 局 議 案第 2 号「農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知の件について」を報告いたします。
		〔 議案第 2 号 番号 1 号から番号 3 号を朗読 〕
		以上 3 件、農地法第 1 8 条第 6 項の規定によりまして、当農業委員会に対して、賃貸借権の合意解約がなされた旨、通知がありましたのでご報告を申し上げます。
		議 長 ただいまの議案第 2 号の報告に関しての質疑をお受けします。みなさん、いかがでしょうか。
		一 同 〔 なしの声あり 〕
		議 長 ないようですので、議案第 2 号「農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知の件について」の番号 1 号から番号 3 号の 3 件の報告事項は、異議なしと認めます。次に進ませていただきます。6 ページを開いてください。議案第 3 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
		事 務 局 議案第 3 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の件について」説明をさせていただきます。
		〔 議案第 3 号 番号 1 号から番号 1 2 号を朗読 〕
		以上 1 2 件につきましては、農地の権利移動の不許可条項であります、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われますのでご提案申し上げます。ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。
		議 長 事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。
事 務 局	議案第 1 号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」を報告いたします。	5 番 番号 1 号について説明します。譲受人は今後、申請地近くで居住予定であることから、譲渡人から譲受人に話をしたところ、今回の売買が成立しました。現地を確認しましたが、草の管理等は適切に行われている状態であり、耕作に問題はありません。地元水利の同意も得ており、周辺農地への影響もなく問題ありません。ご審議よろしくお願いいたします。
	〔 議案第 1 号 番号 1 号から番号 1 1 号を朗読 〕	
	以上 1 1 件、当農業委員会に対しまして、使用貸借権の解約が双方合意の上、成立された旨、通知がありましたのでご報告申し上げます。	
議 長	ただ今の議案第 1 号の報告に対しまして、みなさん方から何かご意見、ご質問ございませんか。	6 番 番号 2 号について説明します。譲渡人と譲受人は近所に住んでおり、譲渡人が農業を廃止する予定であることから、譲受人宅に隣接する申請地の譲渡を行うものです。
一 同	〔 なしの声あり 〕	番号 3 号について説明します。譲渡人と譲受人は親子で、生前部分贈与により名義を変えるための申請です。
議 長	ないようですので、議案第 1 号「使用貸借にかかる農地返還通知の件に	以上、周辺農地への影響もなく問題ありませんので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長	ありがとうございました。担当委員さんからの説明が終わりましたので、これより質疑にはいります。みなさんご質問ございませんか。
一 同	[なしの声あり]
議 長	ないようですので、議案第４号「農地法第４条第１項の規定による許可申請の件について」の番号１号をお諮りいたします。ご異議ございませんか。
一 同	[異議なしの声あり]
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第４号「農地法第４条第１項の規定による許可申請の件について」の番号１号の１件は、適当と認め許可相当をもって県に進達することと決定いたします。１０ページをお開きください。議案第５号「農地法第５条第１項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事 務 局	議案第５号「農地法第５条第１項の規定による許可申請の件について」番号１号から番号４号の４件につきまして、ご説明いたします。 [議案第５号 番号１号から番号４号を朗読] なお農地区分につきましては、すべて第２種農地です。 以上４件につきましては、営農条件及び市街地化の状況から判断する立地基準と、転用の確実性及び周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準に適合していると思われますのでご提案申し上げます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。
議 長	事務局の説明が終わりました。引き続き備考欄に委員説明がある案件について、担当委員さんから順次説明をお願いします。
１１番	番号２号について説明します。譲渡人は養鶏業を営んでおり、防疫措置等のための駐車場と進入路を新設するため、譲渡人と話がまとまり今回の申請となりました。隣接農地や水利関係の同意も得ており、周辺農地の影響もなく問題ありません。ご審議よろしく願いいたします。
議 長	ありがとうございました。担当委員さんからの説明が終わりましたので、これより質疑にはいります。みなさんご質問ございませんか。
一 同	[なしの声あり]
議 長	ないようですので、議案第５号「農地法第５条第１項の規定による許可申請の件について」の番号１号から番号４号についてお諮りいたします。ご異議ございませんか。
一 同	[異議なしの声あり]
議 長	異議なしと認めます。よって議案第５号「農地法第５条第１項の規定による許可申請の件について」の番号１号から番号４号の４件については、

事 務 局	議案第６号「農地法第５条第１項の規定による事業計画変更申請の件について」 ご説明いたします。 [議案第６号 番号１号を朗読] 農地区分につきましては、第２種農地です。 本件につきましては、営農条件及び市街地化の状況から判断する立地基準と、転用の確実性及び周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準に適合していると思われますのでご提案申し上げます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。
議 長	事務局の説明が終わりました。委員説明はありませんので、これより質疑にはいります。みなさんご質問ございませんか。
一 同	[なしの声あり]
議 長	ないようですので、議案第６号「農地法第５条第１項の規定による事業計画変更申請の件について」の番号１号をお諮りいたします。ご異議ございませんか。
一 同	[異議なしの声あり]
議 長	異議なしと認めます。よって議案第６号「農地法第５条第１項の規定による事業計画変更申請の件について」の番号１号の１件については、適当と認め許可相当をもって県に進達することと決定いたします。１３ページをお開きください。議案第７号「非農地証明願いの件について」事務局の説明を求めます。
事 務 局	議案第７号「非農地証明願いの件について」 ご説明いたします。 [議案第７号 番号１号及び番号２号を朗読] 非農地証明事務処理要領の非農地の認定基準によりますと、番号１号は「耕作の事業を行う者が、その農地（２アール未満のものに限る）を自らの耕作のための農業経営施設の用に供する場合」、番号２号は「農地法の施行前から引続き非農地であったもの」に該当すると判断されます。 よろしくご審議の程お願いいたします。
議 長	事務局の説明が終わりましたので、続けて担当委員さんから順次説明をお願いします。
１０番	番号１号について説明します。こちらにつきましては、以前から申請地を農業用倉庫として使用していたことによる申請です。現地を確認したところ、古くからあると見られる倉庫が建っており、非農地と判断するのが

		妥当と思われます。ご審議よろしく願いいたします。
1 6 番		番号 2 号について説明します。現地を確認しましたが、以前から住宅用地として使用されていると見られ、非農地と判断するのが妥当と思われます。ご審議よろしく願いいたします。
議 長		ありがとうございます。担当委員さんからの説明が終わりましたので、これより質疑にはいります。みなさんご質問ございませんか。
一 同		〔 なしの声あり 〕
議 長		ないようですので、議案第 7 号「非農地証明願いの件について」番号 1 号及び番号 2 号をお諮りいたします。ご異議ございませんか。
一 同		〔 異議なしの声あり 〕
議 長		異議なしと認めます。よって議案第 7 号「非農地証明願いの件について」番号 1 号及び番号 2 号の 2 件については適当と認め、非農地証明書を交付することと決定いたします。次に進ませていただきます。1 4 ページをお開きください。議案第 8 号「非農地通知の件について」事務局の説明を求めます。
事 務 局		議案第 8 号「非農地通知の件について」を説明いたします。
		〔 議案第 8 号 番号 1 号から番号 5 号を朗読 〕
		よろしくご審議の程、お願い申し上げます。
議 長		事務局の説明が終わりましたので、これより担当委員からの説明をお願いします。
6 番		番号 1 号について説明いたします。現地を確認したところ、大木が茂り農地としての復旧は困難と思われます。非農地通知が妥当と判断されますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。
7 番		番号 2 号について説明します。現地を確認したところ、長年放置されて木や笹に覆われており、農地としての復旧は困難と思われます。 続いて番号 3 号について説明します。現地を確認したところ、申請地 3 筆のうち 2 筆は全体に木が生い茂り、周囲の山林と同化している状態です。あと 1 筆は進入も難しい谷間の斜面に位置しており、竹や雑木が生い茂り農地としての復旧は困難です。 以上 3 件、非農地通知が妥当と思われるのでご審議のほどよろしくお願いいたします。
1 4 番		番号 4 号について説明します。現地を確認したところ、申請地周辺一帯が雑木に覆われており、道も分からない状況でした。非農地通知が妥当と思われますので、ご審議よろしく願いいたします。
1 9 番		番号 5 号について説明します。現地を確認したところ、所有者が耕作を

		断念してからは雑木が生え、元々あったミカンの木も枯れている状態です。非農地通知が妥当と思われるので、ご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長		担当委員さんからの説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。何かご質問はございませんか。
一 同		〔 なしの声あり 〕
議 長		ないようですので、議案第 8 号「非農地通知の件について」お諮りをいたします。ご異議ございませんか。
一 同		〔 異議なしの声あり 〕
議 長		異議なしと認めます。よって議案第 8 号「非農地通知の件について」番号 1 号から番号 5 号の 5 件につきましては対象地を農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当しないと判断し、非農地通知等を関係者に送付することとさせていただきます。1 6 ページをお開きください。議案第 9 号「農用地利用集積計画の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事 務 局		議案第 9 号「農用地利用集積計画の件について」を説明いたします。この農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法の第 1 8 条第 1 項の規定に基づき農業委員会の決定が求められています。1 6 ページから 3 5 ページまでの農業者相互の貸借権の設定については件数 3 2 件、面積 1 0. 2 ヘクタールでございます。また農地中間管理機構を介した一括方式による貸借につきましては 3 6 ページから 4 5 ページまでとなっております。農地の管理者から香川県農地機構への貸付と、農地機構から耕作者の転貸を一括して掲載しております。耕作者に転貸する件数は 1 6 件であり、面積は 4. 8 ヘクタールとなっております。以上、利用権の設定計 4 8 件の申し出につきましては農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の要件にあります、すべてにおいて耕作の事業を行うこと、耕作の事業に必要な作業に常時従事すること、対象農地を効率的に利用することができることの、3 つの要件を満たしております。ご審議よろしく願いいたします。
議 長		事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質問はございませんか。
一 同		〔 なしの声あり 〕
議 長		ないようですので、議案第 9 号「農用地利用集積計画の件について」お諮りします。ご異議ございませんか。
一 同		〔 異議なしの声あり 〕
議 長		異議なしと認めます。よって、議案第 9 号「農用地利用集積計画の件について」は 4 8 件すべて適当と認め、決定といたします。本日予定していました議案の審議は以上です。ありがとうございました。

その他の件

- 1. 農業経営改善計画の認定について
- 2. 遊休農地の利用意向調査について
- 3. その他

(1) 12月定例総会について
日 時 令和6年12月16日(月)午後3時00分
場 所 三豊市危機管理センター3階 301・302会議室

(2) 定例農事相談について 【時間 13:30～16:00】

相 談 日	開 催 場 所	相 談 委 員	
12月9日(月)	危機管理センター1階 打合せコーナー1	三野町:前谷 晃年	豊中町:長堀 和行
		詫間町:菅 充司	仁尾町:河田 進

(3) 今後の予定

月 日	会 議 名 等	開 催 場 所
12月19日(木) 午後1時	香川県農業会議創立70周年 記念式典 市町農業委員・農地利用最適化 推進委員研修会	丸亀市アイレックス (綾歌総合文化会館) 大ホール

- (4) 配布物
- ・普農政情報 (No. 394)

閉 会 【 午後 2時50分 】

以上、議事録の正確なることを証するため、下記に署名する。

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____